

改正後	現行				
<table border="1"> <tr> <td>市街化区域内において建築等することが困難な建築物等の用に供する開発行為</td><td>法 3 4 条第 9 号</td></tr> </table> ◎ 立地基準編第 2 章第 7 節〔審査基準 2〕(P28～P31) 1 要件 2 の「飲食店」について 本要件にいう飲食店は、ドライバーを主とした休憩の用に供する施設であり、観光バスの乗客を対象とした飲食店は該当しない。 2 要件 2 (1) の「対象路線」について (1) 対象路線と区分されている「副道（対象路線に並行して設けられている帯状の車道をいう。）」は、広域的な道路とは認められないため、対象路線に該当しないので留意すること。 (2) 「対象路線」のうち、留意事項ア（2）にいう「一般県道以外の広域的な道路」及び「事前調整を了したもの」について「一般県道以外の広域的な道路」とは、2 以上の市町村にまたがる事業完了した都市計画道路のうち、幅員が 1 2 メートル以上の幹線街路をいうものとする。 ただし、行政界の関係等で他市町村の一部分のみを通過する幹線街路は、「広域的な道路」には該当しないこととする。 「事前調整を了したもの」とは、あらかじめ道路管理者より県に対して事前調整が行われ、それが了したものをいう。事前調整の申請は、道路管理者が別紙様式（本編 P31）により市町村長、県土木事務所長を経由して県土マネジメント部建築安全課長に対し行うこととする。 3 要件 2 (1)、要件 3 (1) 及び要件 5 (1) の「対象路線について」 <u>県南部・東部地域において、ふるさとの保全と活用の方針に位置づけられ、道路の円滑な通行の確保のために必要で、地域振興に資すると当該市町村長が認めるものである場合、車両の通行に支障のない部分の有効幅員が 4 m 以上ある道路法による道路を「対象路線」とすることができるものとする。</u> 4 要件 2 (2) の「飲食店」について テイク・アウト販売（ドライブスルーを含む。）のみを行う店舗は、本要件にいう「飲食店」に該当しない。ただし、本要件に該当する「飲食店」に付随した飲食物のテイク・アウト販売は、当該飲食店に包含される。 5 要件 2 (3)、要件 3 (3) 又は要件 5 (2) の「維持、管理するために必要と認められる部分」について	市街化区域内において建築等することが困難な建築物等の用に供する開発行為	法 3 4 条第 9 号	<table border="1"> <tr> <td>市街化区域内において建築等することが困難な建築物等の用に供する開発行為</td><td>法 3 4 条第 9 号</td></tr> </table> ◎ 立地基準編第 2 章第 7 節〔審査基準 2〕(P28～P31) 1 要件 2 の「飲食店」について 本要件にいう飲食店は、ドライバーを主とした休憩の用に供する施設であり、観光バスの乗客を対象とした飲食店は該当しない。 2 要件 2 (1) の「対象路線」について (1) 対象路線と区分されている「副道（対象路線に並行して設けられている帯状の車道をいう。）」は、広域的な道路とは認められないため、対象路線に該当しないので留意すること。 (2) 「対象路線」のうち、留意事項ア（2）にいう「一般県道以外の広域的な道路」及び「事前調整を了したもの」について「一般県道以外の広域的な道路」とは、2 以上の市町村にまたがる事業完了した都市計画道路のうち、幅員が 1 2 メートル以上の幹線街路をいうものとする。 ただし、行政界の関係等で他市町村の一部分のみを通過する幹線街路は、「広域的な道路」には該当しないこととする。 「事前調整を了したもの」とは、あらかじめ道路管理者より県に対して事前調整が行われ、それが了したものをいう。事前調整の申請は、道路管理者が別紙様式（本編 P31）により市町村長、県土木事務所長を経由して県土マネジメント部建築安全推進課長に対し行うこととする。 3 要件 2 (2) の「飲食店」について テイク・アウト販売（ドライブスルーを含む。）のみを行う店舗は、本要件にいう「飲食店」に該当しない。ただし、本要件に該当する「飲食店」に付随した飲食物のテイク・アウト販売は、当該飲食店に包含される。 4 要件 2 (3)、要件 3 (3) 又は要件 5 (2) の「維持、管理するために必要と認められる部分」について	市街化区域内において建築等することが困難な建築物等の用に供する開発行為	法 3 4 条第 9 号
市街化区域内において建築等することが困難な建築物等の用に供する開発行為	法 3 4 条第 9 号				
市街化区域内において建築等することが困難な建築物等の用に供する開発行為	法 3 4 条第 9 号				

「維持、管理するために必要と認められる部分」とは、事務室、従業員の休憩室、更衣室、便所等をいい、住宅又は従業員の寮は該当しない。また、その規模は、事務内容及び従業員数からみて必要と認められる適切なものであること。 なお、飲食店の維持、管理部分の床面積は、延べ面積の1／2を超えないこととする。 6 要件2（4）の「客席数」について （1）<u>県南部・東部地域において、ふるさとの保全と活用の方針に位置づけられ、道路の円滑な通行の確保のために必要で、地域振興に資すると当該市町村長が認めるものである場合、これによらないことができることとする。</u> （2）複数の業種が混在する飲食店で、受付、料金勘定及び管理スペース等を共用しており、利用客の出入口が同じであり、外形的にも1つの飲食店の形態をなしている場合は、1つの飲食店として客席数を算定し、本要件を適用する。 7 要件2（6）、（7）、（9）、要件3（7）、（8）、（10）、要件4（5）、（6）、又は要件5（3）、（4）の「対象路線」について 2つの対象路線に面する場合は、申請に係る計画が一方の対象路線に関して、飲食店にあっては要件2（6）、（7）及び（9）、休憩所機能を備えたコンビニエンスストアにあっては要件3（7）、（8）、及び（10）、道の駅にあっては要件4（5）及び（6）、給油所にあっては要件5（3）及び（4）に該当すれば、他方の対象路線に関して、上記の各要件に該当しなくてもよい。 この場合、他方の対象路線にも出入口を設けることは妨げない。 （参考）対象路線と対象路線以外の道路に面する場合、対象路線以外の道路に関し、要件は適用しない。 8 要件2（6）、要件3（7）及び要件5（3）について <u>県南部・東部地域において、ふるさとの保全と活用の方針に位置づけられ、道路の円滑な通行の確保のために必要で、地域振興に資すると当該市町村長が認めるものである場合、これによらないことができることとする。</u> 9 要件2（6）、要件3（7）及び要件5（3）並びに要件2（9）、要件3（10）及び要件4（6）の「対象路線に接する部分」について 対象路線と敷地の間に水路又は河川が存する場合、原則として、水路等の幅が6メートル以下であり、かつ、当該水路等を幅員6メートル以上の橋により占用した場合は、当該水路等をはさみ向かい合う敷地の部分と対象路線は接しているものとみなし、要件2（6）、要件3（7）又は要件5（3）を適用する。 この場合、当該水路等をはさみ向かい合う敷地の部分を、「対象路線に接する部分」とみなし、要件2（9）、要件3（10）、要件4（6）を適用する。 10 要件2（7）、要件3（8）、要件4（5）及び留意事項オの「駐車場」について 「駐車場」が敷地の状況によりやむを得ず立体駐車場となる場合は、自走式の立体駐車場とし、道路の円滑な交通を阻害しない計画であること。 なお、従業員専用の機械式駐車場は、道路の円滑な交通を阻害しない計画であり、かつ、客用の駐車場と明確に分離されている場合に限り、認めるものとする。	「維持、管理するために必要と認められる部分」とは、事務室、従業員の休憩室、更衣室、便所等をいい、住宅又は従業員の寮は該当しない。また、その規模は、事務内容及び従業員数からみて必要と認められる適切なものであること。 なお、飲食店の維持、管理部分の床面積は、延べ面積の1／2を超えないこととする。 5 要件2（4）の「客席数」について 複数の業種が混在する飲食店で、受付、料金勘定及び管理スペース等を共用しており、利用客の出入口が同じであり、外形的にも1つの飲食店の形態をなしている場合は、1つの飲食店として客席数を算定し、本要件を適用する。 6 要件2（6）、（7）、（9）、要件3（7）、（8）、（10）、要件4（5）、（6）、又は要件5（3）、（4）の「対象路線」について 2つの対象路線に面する場合は、申請に係る計画が一方の対象路線に関して、飲食店にあっては要件2（6）、（7）及び（9）、休憩所機能を備えたコンビニエンスストアにあっては要件3（7）、（8）、及び（10）、道の駅にあっては要件4（5）及び（6）、給油所にあっては要件5（3）及び（4）に該当すれば、他方の対象路線に関して、上記の各要件に該当しなくてもよい。 この場合、他方の対象路線にも出入口を設けることは妨げない。 （参考）対象路線と対象路線以外の道路に面する場合、対象路線以外の道路に関し、要件は適用しない。 7 要件2（6）、要件3（7）及び要件5（3）並びに要件2（9）、要件3（10）及び要件4（6）の「対象路線に接する部分」について 対象路線と敷地の間に水路又は河川が存する場合、原則として、水路等の幅が6メートル以下であり、かつ、当該水路等を幅員6メートル以上の橋により占用した場合は、当該水路等をはさみ向かい合う敷地の部分と対象路線は接しているものとみなし、要件2（6）、要件3（7）又は要件5（3）を適用する。 この場合、当該水路等をはさみ向かい合う敷地の部分を、「対象路線に接する部分」とみなし、要件2（9）、要件3（10）、要件4（6）を適用する。 8 要件2（7）、要件3（8）、要件4（5）及び留意事項オの「駐車場」について 「駐車場」が敷地の状況によりやむを得ず立体駐車場となる場合は、自走式の立体駐車場とし、道路の円滑な交通を阻害しない計画であること。 なお、従業員専用の機械式駐車場は、道路の円滑な交通を阻害しない計画であり、かつ、客用の駐車場と明確に分離されている場合に限り、認めるものとする。
--	--

1.1 要件2（8）の「駐車場の収容台数」について 駐車場の収容台数の算定（客席数の1／3）に当たって、小数点以下の端数が生じた場合は、当該端数を切り上げて本要件を適用する。 1.2 要件5（2）の「当該業務を行う部分」について (1)「車両点検スペース」について 「車両点検スペース」とは、普通車又は大型車のパンク修理、エンジン及びブレーキトラブル等の応急処理的作業（軽易な小修理）を行うために給油所に付随して設けられる適切な規模のものをいい、「応急処理的な作業」の範囲は、パンク修理、タイヤ交換、ラジエータの冷却水補充交換、バッテリー交換、エンジン等のオイル交換等とする。 したがって、自動車修理工場に相当するものは、「車両点検スペース」に該当しない。 (参考) 「車両点検スペース」の規模について ブレーキの分解修理に当たるブレーキ・シュー等の交換を行う場合には、道路運送車両法の自動車分解整備業の認証が必要となり、普通自動車の場合で通常7.2平方メートル以上の屋内作業場を要する。これは、給油所の付随施設を逸脱したものであり、車両点検スペースには該当しない。 したがって、車両点検スペースの床面積が7.2平方メートル以上となる場合は、その規模が必要不可欠と認められる合理的な理由を有すること。 (2)「洗車スペース」について 給油所に付随する「洗車スペース」は、「当該業務を行う部分」に含まれる。 (3)「販売スペース」について 維持、管理部分と同一棟の一部に設置される自動車の運転の用に供する物品（サングラス、ガラスクリーナー、手袋等）の販売スペース及び自動販売機（ジュース、コーヒー等）等の設置スペース等は、「当該業務を行う部分」に含まれる。 なお、コンビニエンス・ストアに相当するものは、「当該業務を行う部分」に該当しない。 1.3 複数の飲食店（又は給油所）を共同で開発する場合は、それぞれの飲食店等の敷地ごとに要件2（又は要件5）に該当すること。 <留意事項> ア 県南部・東部地域とは、五條市、御所市、宇陀市、高取町、明日香村、吉野町、大淀町及び下市町をいう。 イ ふるさとの保全と活用の方針とは、県との協議を経て市町村が策定し公表されたものをいう。 ウ 「ふるさとの保全と活用の方針に位置づけられ、道路の円滑な通行の確保のために必要で、地域振興に資すると当該市町村長が認めるもの」であるかについては市町村長の意見書により確認する。 なお、当該意見書は、県都市計画部局との協議を了した旨を併記したものであること。	9 要件2（8）の「駐車場の収容台数」について 駐車場の収容台数の算定（客席数の1／3）に当たって、小数点以下の端数が生じた場合は、当該端数を切り上げて本要件を適用する。 1.0 要件5（2）の「当該業務を行う部分」について (1)「車両点検スペース」について 「車両点検スペース」とは、普通車又は大型車のパンク修理、エンジン及びブレーキトラブル等の応急処理的作業（軽易な小修理）を行うために給油所に付随して設けられる適切な規模のものをいい、「応急処理的な作業」の範囲は、パンク修理、タイヤ交換、ラジエータの冷却水補充交換、バッテリー交換、エンジン等のオイル交換等とする。 したがって、自動車修理工場に相当するものは、「車両点検スペース」に該当しない。 (参考) 「車両点検スペース」の規模について ブレーキの分解修理に当たるブレーキ・シュー等の交換を行う場合には、道路運送車両法の自動車分解整備業の認証が必要となり、普通自動車の場合で通常7.2平方メートル以上の屋内作業場を要する。これは、給油所の付随施設を逸脱したものであり、車両点検スペースには該当しない。 したがって、車両点検スペースの床面積が7.2平方メートル以上となる場合は、その規模が必要不可欠と認められる合理的な理由を有すること。 (2)「洗車スペース」について 給油所に付随する「洗車スペース」は、「当該業務を行う部分」に含まれる。 (3)「販売スペース」について 維持、管理部分と同一棟の一部に設置される自動車の運転の用に供する物品（サングラス、ガラスクリーナー、手袋等）の販売スペース及び自動販売機（ジュース、コーヒー等）等の設置スペース等は、「当該業務を行う部分」に含まれる。 なお、コンビニエンス・ストアに相当するものは、「当該業務を行う部分」に該当しない。 1.1 複数の飲食店（又は給油所）を共同で開発する場合は、それぞれの飲食店等の敷地ごとに要件2（又は要件5）に該当すること。
--	---